

平成29年4月から介護保険制度の一部が変わります。

(仮称)吹田市 高齢者



安心・自信サポート事業

～在宅での生活について心配のある高齢者と

そのご家族に、安心と自信をお届けします～

Q1 どんな事業？

介護保険制度において要支援の認定を受けた方が利用している
ホームヘルパー（訪問介護）、デイサービス（通所介護）が、国が定めていた
全国一律のサービスから移行し、市独自の事業になるものです。

Q2 サービスの内容が変わるの？

●ポイント① これまでと変わらないサービスを基本にスタートします！

ホームヘルパー、デイサービスの両方とも、これまでと同じ内容の
サービスが利用できます。

●ポイント② 機能の回復・向上に重点を置いた市独自のサービスも
スタートする予定です。

「退院してきたけど、元どおりにはできないことも多くて不安・・・」
という方には専門職がお伺いし、不安・不便を軽くするための相談を行い、
デイサービスでは機能回復・向上に向けたプログラムも利用できます。

Q3 どのような手続きをしたらいいの？



今行う手続きはありません。現在、要支援の認定を受けてサービスを利用している方については、平成 29 年 3 月末に有効期間が終了する方から、順番にお手続きのご案内をいたします。

Q4 費用はどうなるの？

ホームヘルパー、デイサービスの両方とも、これまでと同じ費用負担で利用できます（1 割（所得により 2 割）が自己負担）。

サービスを利用するためのケアプランも無料のままです。

Q5 どんな人が利用できるの？

次の①②のいずれかに該当し、ケアマネジャーによるケアプランを作成した方です。

- ① 要支援 1（要支援 2）の認定を受けている方
- ② 「基本チェックリスト」で事業対象者となった方（平成 29 年 4 月から実施）

- 基本チェックリストは、生活状況や健康状態等を確認する調査票です。
- 地域包括支援センター職員が実施します。
- 簡単な手続きでサービス利用できるので、認定がなくても安心です。
- 40 歳から 64 歳までの方は、要介護認定が必要です。

< お問合せ先 >

吹田市福祉部高齢福祉室 地域包括ケア推進グループ

電話：06-6384-1339（直通）

